

被災者住宅建築資金利子補給事業 ご案内

被災住宅建築資金利子補給事業について

住宅に損害を受けた方が、補修や建替え等のため金融機関から資金を借り入れた場合に利子の一部を補助します。

対象区域

千葉市全域

対象者

次のすべてに該当する者

- ①り災証明書を市から受けた住宅を自己又は親族が所有する者で、台風被災時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していた者
- ②市内の被災住宅の補修を行う者又は被災住宅に代わる住宅の建設若しくは購入を市内で行う者
- ③住宅建築資金について、令和元年9月9日以降に金銭消費貸借契約を金融機関と締結し、融資の実行を受けた者

利子補給の内容

| | |
|-----------|-----------------|
| 利子補給率 | 年利2%以内 |
| 利子補給期間 | 利子の支払い開始日から5年以内 |
| 利子補給対象限度額 | 10万円以上500万円以下 |

借入金の使途

次のいずれかの使途

- ①被災住宅の補修
- ②被災住宅に代わる住宅の新築又は購入
- ③被災住宅に代わる住宅の新築又は購入に必要な土地資金（土地のみの購入資金は除く）

申込開始時期

令和元年10月29日（火）

【お問い合わせ先】

千葉市 都市局建築部住宅政策課

TEL：043-245-5810

FAX：043-245-5795

利子補給 手続きの流れ

